

行政 & 暮らしの情報






電話 ファックス ホームページ Eメール
(各担当課のGはグループの略です)



お知らせ

町内会に助成金を交付

市では、広報紙や各種案内チラシ等の配付、情報の伝達、地域の環境保全活動などを行っていただくため、町内会に対して助成金を交付しています。

この助成金は、7月下旬と12月下旬の年2回に分けて交付しています。

各町内会においては、安心・安全なまちづくりを目指し、様々な取り組みをしていただいておりますが、それらの活動の一助としてご利用ください。

一町内会当たりの助成金積算方法
 「年額4万8000円(均等割)」+
 「年額9000円×世帯数(世帯割)」

問合せ 地域・安全課地域コミュニケーションG
 内線22225

青少年の非行・被害防止に取り組み県民運動(夏期)

7月1日(水)～8月31日(月)

非行の芽 はやめにしよう

みな我が子

青少年が夏休みとなるこの時期は、生活リズムが乱れたり、開放感から気持ちも緩みやすく、非行に走ったり犯罪被害に遭うこともあります。

家庭や学校、職場など地域全体で青少年の非行・被害防止につなげられるよう、ご協力をお願いします。

街頭啓発キャンペーン

日時 7月8日(水) 午後4時45分

場所 津島駅周辺

主唱 県、県青少年育成県民会議、市青少年問題協議会

問合せ 市青少年問題協議会(社会教育課生涯学習G) 内線22222



農地台帳補正調査(8・1調査)の中止

毎年8月1日現在の世帯状況および農地の所有・耕作状況等を申告していただいていたのですが、農地法の改正に伴い、平成27年度から夏の調査を実施しないことになりました。

なお、世帯員の農業従事日数等につ

きましては、年末に郵送での調査を予定していますので、ご協力をお願いします。

問合せ 農業委員会事務局(産業振興課内) 内線2254・2255

国民年金保険料の免除制度及び猶予制度

国民年金は、所得の減少や失業等で経済的に納付が困難な場合、本人・世帯主・配偶者(30歳未満の方は、本人と配偶者)の前年所得が一定額以下の場合には申請により、保険料の納付が免除等になります。

※遡及期間の見直しにより平成26年4月より、過去2年間の未納期間において各種免除申請ができるようになりました。

例 平成27年7月申請の場合

平成25年6月以降の未納期間

免除周期 毎年7月～翌年6月

受付 保険年金課医療・年金G(市役所1階)

平成27年度分：7月から

過去2年間遡及の場合：随時

持ち物

・年金手帳

・印鑑(朱肉使用のもの)

・平成25年12月31日以降に退職された方は、離職票または雇用保険受給資格者証(一年以上遡及の場合別途必要の場合有)

・平成27年1月2日以降に転入された方は、前住所地での課税・非課税証明書(各種所得控除額等が記載してあ

るもの。1年以上遡及の場合別途必要の場合有)

その他

災害などが理由の場合はその事由発生の前月分からです。

保険料免除・保険納付猶予制度

区分	月額保険	受給資格期間	給付金額		追納期間
			H21.4以降	H21.3以前	
全額免除	0円	算入されます	8分の4	6分の2	10年以内 ※3年度目以降に追納する場合は、保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。
4分の3免除	3,990円		8分の5	6分の3	
半額免除	7,800円		8分の6	6分の4	
4分の1免除	11,690円		8分の7	6分の5	
若年者納付猶予制度(30歳未満)	0円		0		

注 4分の3・半額・4分の1免除に該当した場合、その納付部分を納めないと未納期間になります。

免除の対象となる所得のめやす

区分	世帯構成		
	4人世帯	2人世帯	単身世帯
全額免除	162万円	92万円	57万円
4分の3免除	230万円	142万円	93万円
半額免除	282万円	195万円	141万円
4分の1免除	335万円	247万円	189万円

注 「4人世帯」「2人世帯」のご夫婦は、夫か妻のどちらかのみ所得がある世帯の場合、「4人世帯」はお子さんが16歳未満の場合のめやすです。

問合せ 保健年金課医療年金G

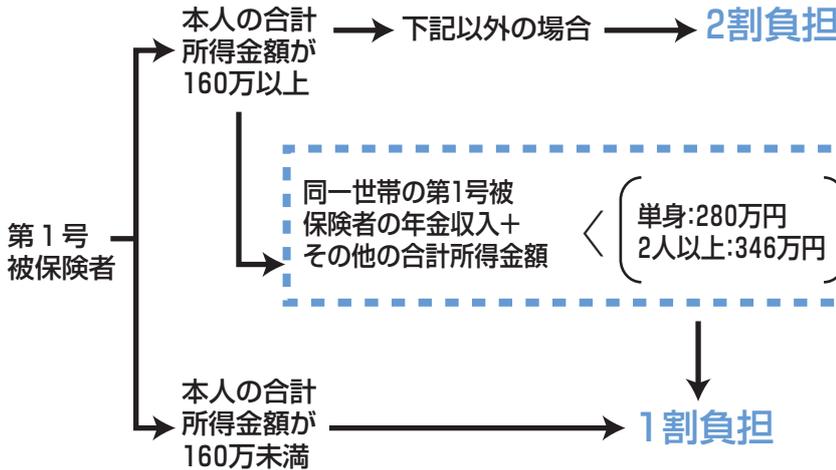
内線2122

介護保険制度が変わります

平成27年8月から介護保険制度の改正により利用者負担が変更となります。主な変更点は次の3点です。

介護保険負担割合証を交付します

要介護(支援)認定のある方全員に「介護保険負担割合証」を7月に送付します。一定所得以上の方は、利用者負担割合が1割から2割へと変更になります。ご自身の負担割合については、「介護保険負担割合証」でご確認ください。



負担限度額認定証について

ショートステイや施設を利用する場合の食費と居住費(滞在費)は、申請により、利用者負担が軽減されます。平成27年8月から認定要件にイとウが追加されます。

要件

- ア 市民税が非課税世帯の方
- イ 配偶者が市民税非課税の方
- ウ 世帯分離をしても、対象となります。また、配偶者には婚姻届を出していない事実婚を含みます。

※ 預貯金等の額が次に該当する方
 単身の場合…1000万円以下
 夫婦の場合…2000万円以下
 ※ 預貯金等とは、普通預金や定期預金のほか、有価証券やタンス預金、負債などが対象となります。

高額介護サービス費の見直し

介護サービスを利用した1カ月間の費用の利用者負担額が一定の上限金額を超えた場合は、申請することで上限額を超えた額が高額介護(介護予防)サービス費として支給されます。平成27年8月以降は、同一世帯内の第1号被保険者に現役並み所得相当の方がいる場合に、その世帯の負担の上限額が4万4000円に引き上げられます。

現役並み所得相当とは、課税所得145万円以上の方です。ただし、収入額合計が単身世帯で383万円未満の方、2人以上で520万円未満の方は、申請により上限額が3万7200円となります。

※ 対象になる可能性のある方については、市より申請書を送付します。

介護保険料特別徴収(年金天引き)納付額の平準化を行います

平準化とは

介護保険料の特別徴収(年金天引き)は、4月・6月・8月を「仮徴収」、10月・12月・2月を「本徴収」として納めていただいています。

仮徴収の金額は、原則として前年度の2月の徴収額と同額が天引きされますが、収入の変動や介護保険料の改定などにより、仮徴収額と本徴収額に大きな差が生じる場合があります。そこで、年間を通してできるだけ均等な額になるよう8月以降の徴収額を調整し、平準化を行います。

(今回の平準化により、介護保険料の年額が変わるものではありません)

対象 特別徴収の方で、「仮徴収の額」と「本徴収の額」に大きな差が生じる方が想定される方

(対象の方へは、変更金額を記載した通知書を7月上旬に送付します)

※ 仮徴収額と本徴収額の差が少ない方は対象なりません。

※ この平準化の実施にあたり、個人の方の手続きは必要ありません。

問合せ 高齢介護課介護保険G
 内線2141・2142



市内の移動は「ふれあいバス」をぜひご利用ください

市では、ふれあいバス(市巡回バス)を運行しています。

市内4コースを1乗車100円(ただし、小学生以下の児童は無料)で、どなたでもご利用いただけます。

コース概要

Aコース(公共施設巡回コース)
運行：月～土、1日6便

Bコース(神島田コース)
運行：月～土、1日4便

Cコース(神守北回りコース)
運行：月～土、1日4便

Dコース(神守南回りコース)
運行：月～土、1日4便

※詳しくは、ふれあいバス時刻表または市ホームページをご覧ください。

※月～土曜日のうち、祝日も運行しません。

ふれあいバス時刻表配布場所

市役所、神守支所、神島田連絡所、文化会館、総合保健福祉センター、市民病院、児童科学館、市立図書館、老人福祉センター、わざ・語り・伝承の館、津島総合案内所(名鉄津島駅構内)、市情報コーナー(ヨシツヤ本店内)

問合せ 企画政策課行政経営G

内線23331



又吉配水場の更新整備について

又吉配水場の多くの施設は、昭和48年度の第二次拡張事業において建設されています。

運転開始後、40年を経過し、機器の旧式化が進むと同時に交換部品の調達が難しくなり、保守性や信頼性が低下しています。そうした中、平成26年1月16日には、配管の老朽化により又吉配水場断水事故が発生し、多大なるご迷惑をおかけしました。

年々故障や事故により給水が停止する危険性が高くなっているため、今年度から4カ年事業で電気・機械設備の更新および断水事故原因となった場内配管の取り替え(耐震化)を行います。

電気・機械設備の更新

更新に併せて、エネルギー消費の少ない配水ポンプに更新することで、1日当たりの電力使用量を約9パーセント削減します。

場内配管の取り替え

最新の耐震性能を有した配管に取り替えます。

施設規模の見直し

配水場施設のうち、最も古い「第2配水池」は地震発生による施設崩壊の危険性が高く、加えて老朽化により各部損傷も見受けられます。

今後は、人口減少により水需要が減ることが見込まれています。そのため、改修・補強を行うよりも施設規模を縮小(取壊)し効率的な施設運用を行うこと

いく予定です。

事業期間
平成27年度～平成30年度

問合せ

上下水道部工務課
内線2436・2437

【表 電気量削減表】

	1日あたり電力使用量
現在	約3,370kwh/日
更新	約3,120kwh/日 (-250kwh/日の削減)



工種区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
建築工事	●→			
増築工事				
電気工事		●→		
受変電・排水ポンプ設備				
動力設備				
計装設備				
中央監視制御改修				
機械工事		●→		
排水ポンプ取替				
逆洗ポンプ取替				
土木工事			●→	●→
場内配管布設替				
流量計室造成工事				
既設建屋撤去工事				
2号排水池撤去工事				

**平成27年度国民健康保険税納税
通知書(本算定分)を発送します**

世帯主あてに国民健康保険税の納税通知書または決定通知書を7月中旬に送付します。(世帯主が国民健康保険に加入していなくても、世帯の中に加入者がいれば、世帯主あてに通知書が届きます)

今回送付するものは、前年中の所得や今年度の固定資産税額、世帯内の国民健康保険加入者数および加入月数を基に年税額を決定したものです。
税率が改定されました

国民健康保険税医療分の資産割の税率が、平成27年度から次のとおり変更となりました。



特別徴収について

次の要件に全て該当する方は、特別徴収(年金から天引き)による納付方法となります。

- ・世帯主が国民健康保険に加入していること
- ・世帯内の国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満であること
- ・年金の年額が18万円以上で、国民健康保険税と介護保険料の合計額が年金額の2分の1を超えないこと

特別徴収による納付方法を希望しない方は、申請により口座振替による納付方法に変更することができます。

持ち物 被保険者証、印鑑(朱肉を使用するもの)、口座振替を希望する金融機関の通帳および届出印、またはキャッシュカード

減免制度・軽減制度について

特別な事情で国民健康保険税を納めることが困難な世帯の方は、申請により国民健康保険税の一部または全部が減免されます。(表1参照)

持ち物 被保険者証、印鑑(朱肉を使用するもの)

非自発的失業者の軽減について

65歳未満の方が倒産・解雇・雇い止めなどの理由で失業された場合は、申請により国民健康保険税が軽減されます。(表2参照)

持ち物 被保険者証、雇用保険受給資格者証

便利・確実・安全な口座振替をご利用ください!!
口座振替は、現金の管理や金融機関等に行く手間が省け、納付し忘れの心配がなくなるため大変便利です。

市役所の窓口での手続きでは、キャッシュカードをオンライン端末で読み取り、暗証番号を入力すれば、その場で申し込みが完了します。ぜひご利用ください。(一部利用できない金融機関、キャッシュカードがあります)

【表1】 減免制度について

理由	減免される額	
震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により、その居住する家屋が、右に掲げる被害を受けたとき	全壊、全焼または流出	減免理由が発生した日以後の納期分の保険税額の全部
	半壊または半焼	減免理由が発生した日以後の納期分の保険税額の50%
前年中の総所得金額等が33万円以下の所得申告世帯で、本年4月1日現在で国保に加入している方	保険税額の30%	
世帯主および世帯内の国保加入者の本年中の総所得金額等の見込額が、前年中の総所得金額等に比べ3分の2以下に減少すると見込まれる方で、前年中の総所得金額等が500万円以下の方	前年中の総所得金額等が250万円以下	所得割額の50%
	前年中の総所得金額等が250万円を超え500万円以下	所得割額の30%

国民健康保険税を滞納すると
国民健康保険は、加入者の万が一のけがや病気に備え、お互いが国民健康保険税を負担し合って支えあう相互扶助の制度です。国民健康保険税を納めない、納期限内に納付している大多数の加入者との公平性を欠き、国民健康保険の運営にも影響を及ぼすこととなりますので、期限内の納付にご協力ください。

ただし、国民健康保険税を長期滞納すると、被保険者証の有効期限が短くなったり、被保険者証の代わりに資格証明書が交付され、医療機関での医療費が全額自己負担となる場合があります。ご注意ください。

問合せ 保険年金課国民健康保険G
内線2125〜2129

【表2】 非自発的失業者の軽減制度について

適用条件	軽減内容	適用期間
離職日時点の年齢が65歳未満の方で、雇用保険受給資格者証に記載されている離職理由コードが次のもの11、12、21、22、23、31、32、33、34	給与所得を30/100とみなして所得割を計算	離職日の翌日から翌年度末まで

国民健康保険の高齢受給者証をお持ちの方へ

70歳～74歳の国民健康保険加入者に交付している高齢受給者証の有効期限が7月31日で切れますので、8月以降に使用する新しい高齢受給者証を7月下旬に発送します。

高齢受給者証は、医療機関での自己負担割合を示すものですので、受診するときは必ず被保険者証と一緒に窓口へ提示してください。

なお、自己負担割合は、平成27年度のみ市県民税課税所得金額により決定しておりますので、所得の増減などにより変更となる場合があります。

有効期限が切れた高齢受給者証は、個人情報を読み取れないように裁断して破棄するか、市役所に返却してください。

問合せ 保険年金課国民健康保険G
内線21255～21260

福祉医療費受給者証の更新

子ども医療費（一部の方）、心身障害者医療費（一部の方）、母子・父子家庭医療費、後期高齢者福祉医療費（一部の方）の受給者証の有効期限は7月31日です。

対象者には、6月中旬に申請通知等を送付しています。忘れずに更新の手続きをしてください。

問合せ 保険年金課医療・年金G
内線21233・2124

後期高齢者医療制度被保険者証の更新

現在、お持ちの被保険者証の有効期限は7月31日です。

8月1日から使用していただく被保険者証を、7月中旬から下旬にかけて簡易書留郵便でお送りします。

被保険者証の色はオレンジ色から若草色にかわります。

保険料に未納がある方については、納付相談を行い被保険者証を交付します。

問合せ 保険年金課医療・年金G
内線21233・2124

子どもを水の事故から守る運動

夏は水に親しむ機会が多くなります。用水路や河川などでの水難事故を防止するために、次のことに注意しましょう。

- ・ 遊泳禁止区域内では絶対泳がないようにしましょう。
- ・ 子どもだけで川や海で遊ばないようにしましょう。
- ・ 子どもからは絶対に目を離さないようにしましょう。

問合せ 市青少年問題協議会（社会教育課生涯学習G内） 内線22000

新しい人権擁護委員の紹介

7月1日付けで法務大臣から新しい人権擁護委員として次の方が委嘱されました。（敬称略）

鈴木秀子（橋町）
☎6-15262

問合せ 人権推進課人権同和行政推進G
内線2271

夏の交通安全県民運動

7月11日（土）～20日（祝）

子どもと高齢者を交通事故から守ろう

ドライバーは、高齢者の歩行や子ども飛び出しに配慮した思いやり運転を心がけましょう。

すべての座席でシートベルトとチャイルドシートを正しく着用しよう

「カチッと100%」を合言葉に、後部座席を含むすべての座席のシートベルト着用を確かめてから発進しましょう。

飲酒運転を根絶しよう

ドライバーは、飲酒運転根絶の主役であることを自覚し、酒を勧められてもキツパリと断り、飲酒とハンドルの遮断に努めましょう。

問合せ 地域・安全課地域コミュニティG
内線23662

光化学スモッグに注意

気温が高くなる夏場は、日差しが強く風の弱い日に、大気が白くモヤのかかったようになる「光化学スモッグ」が発生しやすくなります。

光化学スモッグの予報や注意報が

発令されたときは

- ・ 屋外での激しい運動を避けましょう。
- ・ 風向きを考えて窓を閉めましょう。

健康被害があったときは
目やのどに刺激を感じたら、うがいや洗眼を行い、症状が改善しない場合は、

医師の手当てを受けるとともに、最寄りの保健所等に連絡してください。

メール配信サービスを利用する場合

「愛知県 光化学スモッグメール」でインターネット検索し、県ホームページからお申込みください。

問合せ 生活環境課環境保全G
内線22333

寝具洗濯乾燥サービス事業

実施時期 8月～9月

対象 市民税非課税世帯で、市内に居住して生活している次のいずれかに該当する方

- ・ 65歳以上のひとり暮らしの方
- ・ 65歳以上のみの世帯で介護保険法の規定による要介護1～5の認定を受けている方

内容 掛布団、敷布団、毛布（それぞれ綿、化繊製のもの）1人3枚まで

※掛布団、敷布団のみの場合は、合計2枚まで

利用料 無料

申込 7月1日（水）～15日（水）に直接左記へ

問合せ 市社会福祉協議会生活支援G
☎2710300

サマージャンボ宝くじ（市町村振興宝くじ）（公財）愛知県市町村振興協会

夏だ！祭りだ！大盤振る舞い！！

発売期間 7月8日（水）～31日（金）

抽せん日 8月11日（水）

この宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。